

第五十五回国会 参議院 通信委員会 會議録 第十二号

昭和四十二年六月二十二日(木曜日)
午前十一時十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 森中 守義君
理事 植竹 春彦君
寺尾 豊君
西村 尚治君
森 勝治君

委員 古池 信三君
郡 祐一君
新谷寅三郎君
鈴木 強君
永岡 光治君
光村 甚助君
横川 正市君
和泉 覚君
石本 茂君
鈴木 市藏君
小林 武治君

国務大臣 郵政大臣 田澤 吉郎君
政府委員 郵政事務次官 竹下 一記君
郵政大臣官房長 稻増 久義君
郵政省貯金局長 武田 功君
郵政省簡易保険局長 倉沢 岩雄君

事務局側 常任委員会専門員 荒巻与四郎君
説明員 大蔵省主計局主計官 大蔵 公雄君
大蔵省理財局資

金課長

郵政省簡易保険 東城眞佐男君
局長

本日の会議に付した案件

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(森中守義君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

初めに、理事打合会の決定について御報告いたします。

本日の委員会においては、簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する質疑を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(森中守義君) 簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木市藏君 簡易保険の今度の一部改正案というのは、事態はきわめて明らかな問題です。これ自身は、私たちとしても基本的には異論のない法案だというふうに思いますが、この機会に、簡保なるものの全貌をやっぱり明らかにしておく必要があると考へますので、その立場からひとつ質問したいと思ひます。

きょうちよつと大臣が見えませんが、もし質問が大臣にわたるような場合でしたら、保留をさせていただきます。この全貌をつかむという観点から、本日は質問の關係もあつて、大蔵省の關係の方にも来ていただいているはずだと思ひます。資金課長が来ないといふのが悪いので、ちよつと待ってください。

○委員長(森中守義君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(森中守義君) 速記を起して。

○鈴木市藏君 簡保の全貌を知るために、大蔵省關係に関する質問を二、三したいと思ひます。それを先にいうことでお待ちしていたわけですね。

で、この簡保のついでですけれども、郵便年金などの目標額、あるいは契約者貸し付けの総額といったような、こういう予定額の決定といふものは一体どこで最終的にきめるものでしょうか。

○説明員(大蔵公雄君) お答えいたします。

ただいま御質問のごさいたしました点に關しましては、最終的には郵政省が決定をいたすわけであり

○鈴木市藏君 その決定に至る過程の中で大蔵省の査定といふものはどういふ位置づけを持つものでしょうか。

○説明員(大蔵公雄君) これは大蔵省の内部におきましては、主計局が査定をいたすわけであり

○鈴木市藏君 これは大蔵省の主計局は、ちよつとことばは強いかもしれませんが、どういふ権限あるいは権能を持つて査定を行なうものでしょうか。

○説明員(大蔵公雄君) ただいまの御質問の点に關しまして、ちよつと理財局の資金課長の立場といたしましては、どういふ権限で主計局が行なうのか、私存じません。

○委員長(森中守義君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(森中守義君) 速記を起して。

○鈴木市藏君 そりすると、結局、この査定の問題に關しては権限がないということなんで、答弁者の権限ではないということですので、運用の面について、この簡保の資金は、これは大蔵省の資金運用部のほうにどのくらい入っているの

の中で言っているものは、一般的に言われているものと若干違つて、つまり、内容を一々明らかにしてありませんので、その点、ひとつ誤解のないようにしていただきたいと思います。

○説明員(大蔵公雄君) ただいまの鈴木先生の御質問、おそろく、どの程度入っているかといふことは、どのくらい預託をされているかといふ意味でございますか。

○鈴木市藏君 そりです。

○説明員(大蔵公雄君) これは一年間を通しまして、それぞれ若干の上下がございますけれども、ただいま、四十二年三月現在におきまして、簡保から資金運用部に対して預託されております金額は一千四百三十七億でございます。

○鈴木市藏君 これは、財政投融資の数字の中にも出てきません、この数字は、これは名目として出てきている場所はどこですか。

○説明員(大蔵公雄君) ただいま私が申し上げましたのは、いわゆる簡保のほかに、一年以下の預託といひまして、資金運用部に対して預託しております金額が四十二年三月末現在におきまして一千四百三十七億と申し上げたわけでございます。

して、そのほかに、御承知のように、簡保資金に關しましては、分離運用されておりました、財政の原資として今年度簡保資金が使われておりますのは、御承知のように、二千一百億になつております。これは、すでに資金運用部から引き出されて、簡保資金のほうで運用してあるわけでございます。

○鈴木市藏君 課長、それを聞いていますのじやないのです。それは明細書が出ているからわかるのです。簡保資金として郵政大臣が運用すべきものは、これは明細書がちゃんと出ていますから、これはわかるのです。

つまり、あなたのいま言つた一千四百三十七億

という預託金がどこにもないのである。この昭和四十二年度の予算の説明の中でも、この財政投融資の項目の中にもないのである。これはどういふわけかというのを聞いています。

○説明員(大蔵公雄君) これは、年間にきまされて出入りが——預託されたり引き出されたりしてあります関係上、予算書その他どこにも出ておりません。

○鈴木市蔵君 そうすると、こういう金の性質というものはどういふふうに理解したらよろしいでしょう。とにかく、年間を通じて一千四百三十七億という簡保の預託金が、大蔵省の資金運用部にいま預託されているわけです。ところが、それは予算説明書あるいは財政投融資の内訳のどこを見ても出てこない。こういう金の性質というものは、どういふふうに私たちは理解したらよろしいでしょう。

○説明員(大蔵公雄君) 先ほど申し上げましたように、簡保から預託されておりますいわゆる短期預託、一年以下の短期預託は、簡保から一カ月、三カ月あるいは一年と、それぞれいろいろの条件により、運用部に対して預託されておりますが、簡保のほうの必要に応じて引き出される場合もあるわけでございますし、これはまた年末等に年末中小企業対策に私どものほうで使う場合もございますし、いわゆる長期の財政投融資計画の原資としては使われておりません関係上、どこにもあらわれてこないわけでございます。

○鈴木市蔵君 そうすると、どこかほかに出ているところがあるのですか、これが正確に出ているところは。

○説明員(大蔵公雄君) 毎月、資金運用部月報というものが発表されておりまして、全体の中の一項目として、バランスとしては出ております。

○鈴木市蔵君 そうすると、この預託金の、ほぼ一千四百五十億に近い預託金というものがどういふ形で運用されて、どこかの資金としてこれが運用されているかというところは、一般にはわからないわけですか。つまり、われわれ自身にはわからないわけ

です。要するに、一種の部内のやりくりというものの以外にはわからなくなっているのです。全然これはわれわれどこを読んでも見てわからない。質問してみても、そういうものがある。しかし、それは財政投融資の中にも出てきていない、こういうことなんです。こういうこと——ちよつと質問が前後いたしますが、この預託金なるものには一体、利子がつくのでございますか。

○説明員(大蔵公雄君) この簡保からの預託金は、先ほど申し上げましたように、一年の以下三カ月もの、一カ月ものとするわけでございますが、通常の資金運用部に対する一年の以下の預託に對しましては、三分五厘でございますが、簡保からの預託につきましては、特利をつけて六分の金利をつけております。

○鈴木市蔵君 そうすると、六分の利子をつけるということになりまして、相当、政府資金として運用をよくやらないと、それだけのなかから——おそらく、それは特例ですか。

○説明員(大蔵公雄君) そうです。

○鈴木市蔵君 六分の利子をつけるということはいへんなことだと思ふのです。ですから、かなりその運用においては、政府資金の、部内としては高利回りのところに運用しているはずだと思ふますが、そういう金というのは若干の流動もあるし、あるいはまた、短期で引き出すといったような性質のものもあるでしょうけれども、やはり年間を通じて見ると、平均して千二百億ないし千四百億という金がずっと持続して預託されるわけですから、それはやっぱり金の性質から見て、要するに、国会に明らかにすべき数字の中において出てこなければならぬ性質を持った、そういう数字であるというふうに私たちは理解をいたしますが、その辺のところ、簡保のほうと大蔵省のほうと、両方からひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(大蔵公雄君) 先ほど来御説明いたしましたように、これは短期預託でございます関係上、年間を通しますと上下いたすわけでございます

す。たとえば昨年の、四十一年の五月には、短期の預託金が約六百億になつておりますし、先ほど申し上げました四十二年三月末現在千四百三十七億という数字は、五月末現在におきまして約一千二百億になつておるわけでございます。これは御承知のように、私ども、資金運用部の資金運用に關しましては、学識経験者をもつてなす資金運用審議会の審議をお願いしているわけでございます。この短期資金に關しましては、資金運用審議会に報告をいたしておるわけでございます。また、資金運用部の内部の資金に關しましては、毎月、資金運用部月報というものを公表いたしまして、明らかにしておるわけでございます。

○説明員(東城眞佐男君) 簡易保険の余裕金につきましては、これは資金運用部資金法によりまして、全額大蔵省の資金運用部のほうへ預託することになっております。

○鈴木市蔵君 それはわかつていふんですよ。つまり、預託することになつていふところからかういふことになつていふのでしようけれども、この金が、この金額がどれほどであるかということとなぜ国会に報告すべき項目の中になのかと言つていふんですよ。要するに、これは運用していらかにしたように、特例として六分の利子がつくのですから運用しているのです。運用してないというはずはないのです。ですから、当然大蔵省の資金運用部で運用しているんですよ。預託金といたつて、金庫の中に入れておくわけはないのですから、したがって、これを国会に明らかにする責任はあるのではないかと。どこを見たら、書いていない、全然書いていない、それを質問しているのです。

○説明員(東城眞佐男君) 郵政大臣が管理運用するものは、積み立て金ということに限られておる。また、余裕金につきましては、大蔵省のほうへまかしてあるわけでございます。

いるということですから、おたくのほうでそういうふうな答弁をするのはやむを得ないと思ひますけれども、それはあとで大蔵省のほうに聞きますけれども、その運用している実態はどういふふうになつておりますか。六分の利子をつけるにふさわしい運用の実態はどうなつておりますか。

○説明員(大蔵公雄君) これは先ほど来御説明いたしましたように、上下いたしておりますけれども、私ども、この預託金の運用に關しましては、たとえば年末の中小企業の資金に対する短期の貸し付け金、あるいは地方団体における短期的な不足を補うための地方債の短期、こういったようなものに運用いたしております。

○鈴木市蔵君 それならば、当然そういうところへ運用しているならば、その性格上、これは国会に明らかにしても差しつかえないように思われませんが、この点いかがですか。

○説明員(大蔵公雄君) ただいま御説明いたしましたような、いわゆる中小短期であるとか、あるいは地方債短期というふうなもの、あらかじめその年度幾らくは必要であるかということ、予算作成当時等に予測することはきかめて困難なわけでございます。私どももいたしましては、簡保からの余裕金と同様に、いろいろの政府関係財政各機関からの預託金を集めて統一運用をいたしておるわけでございます。これをあらかじめ予測することは現実問題としては困難でございます。したがって、私どもの短期余裕金の運用につきましては、資金運用審議会に報告いたしておるわけでございます。

○鈴木市蔵君 その資金運用審議会に報告をしたからといって、国会に報告の義務はないという根拠はどこにもないじゃないですか、それを聞いています。

○説明員(大蔵公雄君) 資金運用部資金法というものがございまして、それに基づいて国会に報告する義務は免ぜされているわけでございます。資金運用審議会に報告すれば足りることになつております。

○鈴木市藏君　そうすると、国会のほうでは必要に応じて、質問があればそれについては出す、というたてまえでございませうか。

○説明員(大蔵公雄君)　どのくらい余裕金が現在あつてどういふふうになつてゐるかという御質問があれば、それに対して御説明いたします。

○鈴木市藏君　では、このことに對するひとつ資料を私は要求したいと思つて、これは委員長のほうからも、はつきりとひとつ念を押していただいて、預託金の運用を、やはり全貌を明らかにしたいと思つて、そういう内容の資料をこの際要求したいと思つて、委員長、念を押してください。

○委員長(森中守義君)　大蔵資金課長……。

○説明員(大蔵公雄君)　余裕金の全体としての資料でございますか。あるいは簡保の預託金でございますか。

○鈴木市藏君　簡保の預託金でけっこうです。

○説明員(大蔵公雄君)　ただいま申し上げましたように、余裕金全体としての広域運用をやつております関係上、どの部分が簡保の余裕金からの運用であるかどうかという區別は非常にむづかしいわけでありまして、なかなか簡保の余裕金をどういふふうな運用をしているかということに關して、私も正確な資料を作成することは非常に困難ではないかと考えております。

○鈴木市藏君　あなたはしかし、審議院に報告をすれば事足りる、それについて質問をして、その内容について資料の提出を要求すれば、それは困難だといふふうな形で逃げてゐるやうな印象を受けます。一体、そういうことを明らかにするのとはどこの責任ですか。全体の立場から考えてみれば、当然国会でやる以外にないやないですか。ですから、そういうことになつてくると、私たちは別にこんなものに特別なあらはないと思つて、けれども、こうした性格の金額であるだけに、明細書として出てこない。要するに、国会の予算の説明書にも、財政投融資の説明書にも、大蔵省の資金運用部の内訳にも全然出てこないのです。国会の目に通らないやうな、そういう性格の金に

なつてゐるだけに、一体、全体の運用、その内訳がどうなつてゐるかということ、どこでや質問したらいいのですか。私はあとで質問しようと思つてゐることと関連いたしますから、この際、はつきりしておきたいと思つて、この簡易保険には、加入者の、つまり意思決定の機關といふものはないので、国会がかつてその加入者の意思決定の機關、かわつてやるということはおかしいのですけれども、そういうことをやる以外にないのです。これが一つのよろしくない特徴なんです。簡易保険の場合、とすれば、それを、少なくとも年間を通じて一千億以上の預託金の運用がどうなつてゐるかというものを国会が明らかにしようとするのに対して、その資料の提出もむづかしいといふことは、私は非常にこれは不明朗な話だといふやうに考えるが、この点、どうでしょう。とにかく、あなたのほうでもう一

べんその点は答えていただく必要があると思つて、簡保と大蔵省、両方から答えてください。

○説明員(東城眞佐男君)　簡易保険は国営事業でございますので、その制度及び運営につきましては、国会において審議が行なわれますので、国会の場を通じて第一次的に国民の意思が反映されております。なお、そのほかに、簡易保険加入者の会といふ、これは任意団体であります、これが

つくられておりました、加入者と事業との相互の意思の疎通をはかりまして、加入者の声を事業に反映しております。そのほか、資金の運用について申しますならば、これは郵政大臣が保険者として管理運用するということになっておりますが、この運用計画の策定にあたりましては、学識経験者によつて構成された資金運用審議会の意見を求め、その適正を期することになっております。

それから加入者の意思の反映につきましては、現在郵政審議会もございまして、これによりまして、その審議答申等によつて生かされるという形になつております。

○説明員(大蔵公雄君)　簡保の長期預託の運用に關して資料を提出しようといふお話でございました

けれども、先ほど申し上げましたやうに、資金運用部に対する預託に關しましては、毎月、資金運用部月報が発表されておるわけでございまして、全体といたしまして、どのくらい資金運用部に對して預託をされておるというところは、その中ふうな形で運用されておるということ、その中に明らかになつておるわけでございまして、したが

いまして、統一運用をされております関係上、簡保から預託されておる金額に關してどこにどういふふうな振り向けられておるかということ、その中から分離してこれを御説明することはできない、こういうことを申し上げておるわけであつて、全体としての資金運用部の運用の内容に關しましては、明らかにされておるわけでございまして。

○鈴木市藏君　その全体についての運用という性質も、大蔵省ではどういふ性格のものとして考へておるのですか。それはやはり資金運用部資金の一部という性格で考へておられるわけですか。

○説明員(大蔵公雄君)　先ほど申し上げました資金運用部資金法に、資金運用部の資金は、要するに、確定であり、かつ有利な方法で運用し、これを公共の利益の増進に寄与せしめなくてはならぬと第一條にございまして、この基本的な法律の目的に基きまして私も運用いたしておるわけでございます。

○鈴木市藏君　あなた、端的に答えていただけばいいのです。それも、つまり、簡保の預託金も資金運用部資金としての性格を持ったものだ、イエスノーでけっこうですか。

○説明員(大蔵公雄君)　資金運用部資金の一部としての性格のものとして私も考へております。

○鈴木市藏君　それならば、資金運用部資金は当然財政投融資計画の中では原資見込みとして発表されるのですから、私はこの中でもやはり資金運用部資金として、簡保をはじめとするそのやうな預託金を明らかにする必要がある、そういう性格のものであるといふ、強いそういう意見を持つてゐるのです。これについてはどうですか。

○説明員(大蔵公雄君)　いわゆる財政投融資計画、予算書に載つております、予算の付属資料として載つております財政投融資計画は、いわゆる資金運用部資金のうちの長期運用が載つておるわけでございます。短期の分は、短期運用は財政投融資計画の中には含まれておりません。

○委員長(森中守義君)　ちよつと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(森中守義君)　速記を起こして。

○鈴木市藏君　このところは、これ以上はちよつと意見にわたりますし、水掛け論になります、私たちがそうすべき性質のものだといふふうに考へております。これは、別に私は法律上の改正や何かをまたなくとも、大蔵省が進んで明らかにしようとするればできることの一つだといふことを考へております。そのために、このことに對しては、この辺のところを質問をやめておきます。

さつき、ちよつと留保いたしました問題に戻りますけれども、荒巻さん、さつきちよつとあなたのおいでになる前に質問として留保いたしましたのがあるのですが、それは、この保険契約、こういうもの査定ですね、査定を行なう場合、最終的には、これは郵政大臣が責任を持って決定すべきものだと思つて、その郵政大臣の決定に至るまでの間に、大蔵省の査定といわれてゐるものが非常に強い権限を持って示されてくるやうに聞き及んでおります。これは事実としてそういうことがあ

るのかどうかということが一つ、もしあるとすれば、そういうつまり簡保年金の契約、そういういたやうなものに對して査定を行なう大蔵省の側の権限といふものはどういふ性質のものであるか、この二点を。

○説明員(荒巻四郎君)　契約の募集目標の査定が行なわれるかどうかという御質問だと思つて、保険契約の募集目標につきましては、予算の決定の際に、郵政省のほうから、いろいろ募集手当の額とか、そういういろいろの各種の経費にも影響がございしますので、郵政省の案が私どもに示されま

す。そういう際に、私どももいたしましては、妥当な額を郵政省と協議いたしまして設定すると

いう作業はいたしております。それを査定と申せば査定であるかと思ひます。

それから、そういう権限の性質ということでございますが、これはそういう各種の経費、それから財投原資等にも影響がございますので、大蔵省のほうで査定することができるといふふうに考えておるわけでございます。

○鈴木市蔵君 これは、さっきのような議論にわたることは避けまされども、たとえば四十二年度の保険の目標は、郵政省の当初要求では五十三億、年金の場合は十一億であつたと記憶しておりますが、大蔵省の査定では、保険の目標が四十八億、年金が十億と目標額を減らして査定してあるわけですが、これは一体どういふ理由に基づくものでしょうか。まあ、保険において五億ですね、年金において一億、大蔵省のほうの査定が少くない。

○説明員(荒巻与四郎君) その査定につきましては、最終的には郵政省と話をし、協議した結果、妥協な結果であるということできているわけでございますが、この査定の際の考え方としては、過去の募集の実績とか、あるいは現在における要員の関係から募集能力の関係、そういうふうな点を勘案いたしまして、協議の結果、そういうふうな定められたわけでございます。保険については、四十年年度においては、郵政省と協議してききました目標に達しなかつたような例もございまして、四十一年度はこれを突破して好調であつたといふような事情もございまして、そういうような各種の事情を勘案いたしまして、四十二年度においてはお説のような額になると思ひます。

○鈴木市蔵君 そういう場合に、いざがイニシアチブを持つのですか。その目標額の最終的な設定をする場合の権限といふのですか、実際上の力、影響力といふのですか、それは郵政省と大蔵省とどっちなんですか。

○説明員(荒巻与四郎君) 最終的には両者協議でございまして、どちらと申し上げかねますけれども、大蔵省としては、郵政省の提案に対しまして、こういう額ではないかといふことは提案す

る、そういう意味においては郵政省をリードするといふことはあります。

○鈴木市蔵君 これに対して郵政のほうはどういふ御見解でしょうか。

○説明員(東城眞佐男君) 最初提案するのは私どものほうであります。その過程におきまして、予算編成の段階におきまして、両方必ずしもびつたりと意見が一致しない場合もあるわけであります。実際問題として、今回の場合におきましては、われわれの最初要求したよりも少し少なくなつたといふことでございます。

○鈴木市蔵君 私は、これは各省におけるところのき、わめて実務的な問題が一つはあるのだからと思ひますが、つまり、こういう現場官庁を持つておられる郵政当局が下から積み上げてきた数字をもとにして年度目標を定めたときに、金のかかることで大蔵省が減らすといふことはよく聞くことですけれども、金を集める仕事に対して大蔵省のほうが減らすといふような査定をしてきたといふ、その根拠はちよつとわかりかねるわけなんです。やはりこういうのは、この事業を責任を持つて遂行していく郵政当局の目標額をそのまゝ認めても何ら大蔵省としては差しつかえないように考へますが、こういうふうな大蔵省のほうの考へを、郵政当局の設定した目標額よりも少ない目標額を示すその根拠といふものについて、非常に疑問に思ふわけなんです。つまり、いささか人の畑に足を突つ込み過ぎていふような感じがするのですが、この点、大蔵省のほうとしては、どういふふうな見解でしょうか。

○説明員(荒巻与四郎君) 目標は何も経費との関係がないのではないかと申してございまして、けれども、やはりこれは募集手当とか、たとえば目標を上回つた保険が募集できたといふようなことになりまします。奨励手当とか、いろいろな経費に關係が出てくるわけでございまして、無關係ではないわけでございまして、そういう關係で、大蔵省としても非常に關心を持つております。それとも一つは、財投の原資にもなる關係から、手がた

く見ておくといふ必要もございまして、郵政省とよく話し合つて最終的には両者で合意をする、こういうふうなやうであるのが実情でございまして。

○鈴木市蔵君 だから、ぼくはそこがおかしいと思つておるのです。目標額をそれだけ設定したから、その目標額に若干の経費がかかるからとか、そういうことは別に理由にならぬのじゃないかと思ふのです。目標額を達成すれば、それに若干の必要な経費がかかるのは当然なことなんで、ですから、問題は、簡保を扱うそういう立場の省において下から積み上げられてきたそういうふうなものをやはり基本に置いて認めていくという立場を握つておる、さういふのを握つておるといふ立場で大蔵省の査定がいつも優先をするということになりかねない、これは現状を生んでおるわけなんですけれども、これは私はできるだけおやめにしたいといふふうに思ひます。

このことと関連をしても一つ聞くわけなんです。たとえば郵便貯金の目標額でもそうなんです。郵政省のほうの目標額は五千八百億、大蔵省の査定では五千六百億といふことで二百億もの差がある。だから、先ほど申し上げましたように、簡保の目標額でもしかり、郵便貯金でもしかり。それで、郵便貯金の場合でも、貸し付け制度、つまり、預金者に対する貸し付け制度の新設をやるということになる、大蔵省はこれについてはまかりならぬと言つて反対をする、こういうふうな何かに郵政省、それから郵便貯金、簡保全体を含めての通信労働者が大蔵省の金集めの道具に使われているといふような印象を非常に濃くするんですね、こういうやうな印象を非常に濃くするんですね、そういうものについては郵政当局の積み上げてきた数字を基本とするという立場に立つ必要があるのではないかと申すように思つております。これはおそく大臣にでも質問する以外には答弁のしようがないのかと思ひますけれども、い

つものとして査定をされ減額をされていつておる。それで、新しく郵便貯金で今度預金者貸し付け制度なるものをつくらうとすると、大蔵省が待つたをかける、こういうふうなことで郵政事業の自主性というものがそこなわれるのではないかという印象を受けるので質問をしたわけなんです。事務当局として答へにくかつたら、これはまた大臣が来たときにお答へしていただければいいと思ふ性質のものでありますけれども、これを見ますと、そういう印象を受ける。もし事務当局答へられたら答えてください。大臣がいらないんだから、政務次官からでもいい。

○政府委員(田澤吉郎君) ただいま鈴木委員からお話しの保険もしくは貯金に対する大蔵省の制約の問題でございまして、予算編成でございまして、大蔵省と両方話を詰めております。事業収入でございまして、非常にかたく持つていくという意味においては、大蔵省と十分相談してまいらなければならぬ問題でございまして、私たちのほうとしては、できるだけ自主的な立場を予算編成の面ではとつてきておるわけでございまして。今後またそういう点はとつてまいらなければならぬ、こういうふうな考へております。

また、ただいまお話のありました郵便貯金の貸し付け制度の問題でございまして、これも預金者が非常に希望するところでございますので、今年度も予算編成の上において非常に要求したのでございまして、これはなかなか大蔵省の認めるところでございまして、どうか鈴木委員も今後ひとつ御協力を願ひたい、こう考へる次第でございまして。

○鈴木市蔵君 政務次官がそういう言ひから私はやめようと思つたんですけれども、ちよつと聞きたいんですが、どうして大蔵省のほうでは預金者の貸し付け制度について反対なんですか。答へられましか。

○説明員(大蔵公雄君) 私ども、いわゆる郵便貯金と申しますのは、国民大衆の零細な預金の貯蓄のための制度である、それが本来の目的であつ

て、貸し付け制度というものを導入するということとは、郵便貯金制度そのものの本来の目的ではない、かように感じておりますと同時に、政府関係の貸し付け制度といたしましては、すでに御承知のように、国民金融公庫であるとか、中小企業金融公庫であるとか、そういったような中小企業金融機関がございまして、郵便貯金制度そのものの中におきましても、いわゆる普通の通常預金等は、必要なときにはいつでも引き出せるという制度があるわけでございまして、特に本来の目的が、いわゆる零細な貯蓄というところに目的がある郵便貯金の中に、新しく貸し付け制度というものを導入する必要はないというのが基本的な考えでございます。

○鈴木市蔵君 これに対して、この制度の新設はいいんだ、この制度を新設すべきだという見解を持ったという郵政当局の説明をひとつ聞きたいのですが。

○政府委員(田澤吉郎君) 実は預金者の考え方というのは、国が経営をしているという貯金の問題に關しては、どうもサービスが悪い、今後どうしても、こういう貯金制度あるいは保険にしても、国営のものというのは、どうも民営のものよりもサービスがだんだん悪くなつてまいります。そこで今回、四十二年度では、貯金に關しましては、貯金会館をつつて、できるだけこれをサービスしようとしておりますもの、これだけではやはりうまくまいりません。やはり預金者が意欲的に預金をしていくというためには、やはり貸し付け制度を与えてやることによって、初めてこの郵便貯金というものが非常に伸びていく、利用度が高くなるという点で、単に貯金のための郵便貯金だというような考え方から、現在、私は越えていこうと思つてございまして、そういう点が大概省の大きな間違いではなからうか、こう思ひますので、私たちは今後十分この点に關しては強調しまして、大蔵省を説得するようにがんばつていきたい、こう思つておりますので、どうか鈴木先生、再度でございしますが、御協力のほどをお願い

申し上げます。

○永岡光治君 関連で質問いたしますが、いま賃金課長のほうに、郵便貯金制度の本質について、私も、零細な資金を集めることが目的なので、それを国家資金に運用するのだということ、事足りると、こういうことなんです、そこで郵政事務次官から、一つの郵政当局の見解が述べられたわけですが、私は、貯金する人が希望するのであれば、なぜそれをして悪いのか、どういふ支障があるのか、こういう支障があるからこれはだめなんだとか、こういうことがあるからだめなんだというのならわかるのですが、希望する者に対して、政府たるものが、それはいけないという単なる観念的なものでは、私はこれは承でできないと思つております。国民としては、まして郵政当局に対する要望というのは、この貯金を、いま運用されている原資をできるだけたくさん集めるためには、貯金をたくさんしてもらわなければならぬのだ。ところが、利用者はそれに対して意欲を欠く、そういうのであれば、おのずから大蔵省の考へている資金を集めること自体にも問題は私はないかと思つております。ですから、預金者の希望を、つまり、国民の希望、国民にサービスする希望をいれることは、私はできると思つております。具体的にはどういふ理由にどこにあるのですか。

○説明員(大蔵公雄君) 先ほど私御説明いたしましたように、郵便貯金本来の機能と申しますのは、郵便貯金制度の機能と申しますのは、いわゆる国民の貯蓄のための制度であるというところは変わりないと思ひますが、まあ、それに対して貸し付け制度をみんなが希望するからそれをいれる、これは確かに理論的には、これを希望するのであるからこれをいれるのだということも考えられるのでありますが、現実の問題といたしまして、最近新聞紙上等に非常に出ておりますが、郵便貯金の伸び率が、銀行その他の貯蓄の伸び率に比べまして、非常に伸び率が高い。したがつていま銀行筋の不満を私も決しておそれるわけではござい

ませんけれども、要するに、郵便貯金に非常に押されて銀行預金の伸びがないというふうな不満も一般的には最近あるわけでございしますが、かりに郵便貯金をさらに伸ばすということは決して悪いことではないと私も思ひますが、貸し付け機能を取り入れることによりまして、はたしてどの程度どういふ効果があるかという点に關しては、より慎重に考えなくてはならないと思ひます。私も、私どももいたしましては、貸し付け機能、政府関係機関の貸し付け制度そのものに關しましては、先ほど申しましたように、すでに政府関係の中小金融機関その他があるわけでございまして、本来貸し付けを目的とするものは、そのほうで仕事をやつていきたい。郵便貯金で集めたものは、原資といたしまして、それを国民金融公庫なり、あるいは中小企業金融公庫なりの資金として回しまして、それを使つていただく。また、郵便貯金のほうにおきましても、通常預金という制度があるわけでございまして、これを、必要資金需要のある場合にはこれを自由に引き出して使えろという形態になつておりますので、現在の制度のままであつても、政府の立場といたしましては、十分に国民の要望に沿うだけの仕事がついていけると、かように考えておる次第でございます。

○永岡光治君 政府はそう考へておるが、国民は、預金者は直接貸してもらったほうがいい。たとえは国民金融公庫、中小企業金融公庫、いろいろあるでしょう。しかし、それは余分な機関ですよ。預けておるところから借りるというのが原則です。どこの場合でも。それならば、民間の銀行から貸し付ける必要はないのです。国民金融公庫から借りなさい、こういうことになるわけですよ。それで、国家が資金を運用するといふ方針について、貸し付けするといふことが支障になるのかならないのかといふことなんです。十分その目的は達せられると思つて、この貸し付けすることによつて、資金を集めることが困るのだ、減額することになるからして政府では困るの

だという理由があれば別ですが、あなたがいま言つておる郵便貯金制度を設けた趣旨というものには生かされつつ、なおかつ利用者の利便をはかり得るということであれば、これを拒否する理由はどこにもない。むしろ、国民にサービスする政府の立場といふことであれば、当然私はその要望に應じて差しつかえないのじゃないかと、こう思つております。こういう支障があるといふことがわからないのです。私は具体的にこういふ支障があるじゃないかといふことを示していただきたいと思つております。その具体的な支障のある理由がなくて、ただ、だめだだめだといふことは、現実には預金者が要望しておるのですから、国民にそれをなぜ否定するのかといふことなんです。

○説明員(大蔵公雄君) ただいま具体的にどういふ支障があるかといふことには關しては、私も不勉強でございまして、具体的にこういふ支障があるといふことをお話し申し上げるわけにはまいりませんけれども、先ほど来申し上げましたような理由で、貸し付け機能を現在の郵便局が行なうということに關しましては、郵便局が本来貸し付けということに關しましては、いろいろの人員、経費、その他いろいろの面も關係があると思ひます。しかし、そういった点に關して貸し付け機能をさらに取り入れていくべきかといふ点に關しては、もちろん検討をする必要があると思ひますが、現在のところ、私どもの考え方としては、現存の政府関係金融機関の貸し付け機能と、郵便局が持つております現在の郵便貯蓄制度、それからいわゆる一般の銀行が、民間の銀行が有している機能で、経済の運営において大きな誤りはないと、かように考えておる次第でございます。

○永岡光治君 いや、あなたそう考へておるけれども、貯金者はそうしてほしいと言つておるわけなんです。そのほしいいというところが、それはいいのじゃないかといふ具体的な理由がなければ、それを否定することにはならないのじゃないですか。現在の組織で満足しないのだが、あなた方が満足

かといふことで、むしろ、民間のほうを納得させまして、この問題に關しましては、すでに民間側も納得をしておりますして、郵政省からもあらためて、そういうた行き過ぎのないようにすてに手配がされておるはずだと思ひます。

○鈴木強君 これは貯金局長知らないと言ひますが、貯金局長はそういうことはないと言ひのですがね。現に大蔵省でそういう連絡もしたらしいのですね。だから、もう少し具体的にいふことで一つ一つは、私、關連ですからね、時間がかかるようにしたら、また別途いきさつを伺つてもいいのですよ。

○政府委員(稱増久義君) まあ具体的に知らないと申しましたが、多くの窓口の中には、あるいは御指摘のような若干行き過ぎたようなPRがあつたかも知れませんが、そういうことは会議のたびごと、あるいは奨励課長の書信等で年に一、二回注意を与えておるような次第であります。

○鈴木強君 だから、これは課長、根本的に、郵便貯金の奨励その他の制度から見て、行き過ぎたものか、あるいは、その仕事熱心のために多少宣伝効果として積極的に行つたかといふ、その判断は私には具体的にわかりませんがね、いずれ、その資料があつたら見せてください。その上で、もしそれが法律違反であり、行き過ぎた規則違反だといふことであるならば、これはきびしく反省してもらわなければならぬと思ひが、ただ、これはやはりお互いに少しでも一生懸命やろうといふことですから、このPRの時代に、できるだけひとつ取れるような宣伝をしようといふ、この宣伝の行き過ぎがあつたかどうかといふことは、法律上これが許せるか許せないかといふ問題との關連がありますからね。まあ法律的に問題がないといふことであれば、これは多少の宣伝上の積極性というものが必要ないといけないわけですからね、その判断はいまつきません。ですから、きよりは私は具体的な資料の提出を求めて、あとからまたやりまふけれども、そこらのやり方はまたむずかしいわけですから、おまえのほうではおかしいことを

やつてあるじやないかということじやなくて、よくそのところは連絡し合つて、民間の各位が、そういうひがんだ気持ちを持って郵便貯金をなめておるとするならば、これに対して積極的に大蔵省としても納得していただくようにせぬと、同じ官庁の中でもどうもなわ張り争いや感情によつてどう仕合ひがされるようなことになつては困るわけですから、そういう点で十分御注意をいただくことにして、いづれ資料等を拝見した上でやります。私、関連ですから、これだけにしておきます。

○説明員(大蔵公雄君) 私どもは、郵政省と一体となりまして、郵便貯金の増進に關しまして、努力を今後ともしていきたいと思ひますし、民間側のそういった郵便貯金に対する若干でも批判するような立場にあるものに対しては、郵政省と同じ立場に立つてこれに対処していくつもりでございます。

○委員長(森中守義君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(森中守義君) 速記を起こして。

○永岡光治君 大臣も見えましてから、繰り返して言うこともどうかと思うのですけれども、大臣は多年の経験者ですから、釈迦に説法ですけれども、いま問題になつてゐるのは、郵便貯金の郵政の貸し付け制度、郵政省で貸し付けするということ、これをなぜやらないのかということがいま問題になつて、いろいろ質問が展開されてゐるのです。それで、私どもの立場としては、貯金の利用者、つまり、預金者というものは、やはりぜひ郵政省で貸し付け制度をひとつ実施してもらいたい、こういう声が非常に強いわけです。これは大臣も十分御認識になつてゐると思うのです。大蔵省側の見解は、それは本来の制度ではないではないか、こう言うわけですが、かりにそうであっても、いま国民がそういうことを要望するのであれば、そのことを実施してこういう支障があるという重大な支障があれば別ですが、支障がない限り、やるべきじゃないか。これは国民の世論に従うのが政府の方針ではないかということ、いま質問をしてゐるのです。そして、その過程の中で、大蔵當局の答弁では、貸し付けというものは、何も郵便局が貸し付けしなくても、国民金融公庫とか中小企業金融公庫とか、いわゆる制度金融がいろいろあると。これはどこまでも制度金融ですね、皆さん御承知のとおり。ところが、私が言つてゐるのは、この点を私もちよつと触れることを失念したわけですが、理解いただきたいと思うのは、保険の加入者が貸し付け制度を許されてゐるわけですね。いすか、保険の契約者は、同様に郵政で行なつてゐる貯金利用者になぜ貸し付けができないのかということを言つてゐる。そして国民がそのことを要望してゐるじやないか。一般の金融機関の貸し付けと性質がおのずから違つてゐる。それならば、簡易保険の加入者でも、なぜ一般の金融機関を利用しないのかという理論がここに出てくるわけですね。そうではないとして、簡易保険について貸し付け制度を認めたいわけですから、必要があつて認めたと思ひます。それから、必要があるならば、貯金に必要でないか、こういうことを言つてゐるわけですね。この点について、大臣並びに私は課長ではどうかと思うのだけれども、少なくとも大蔵大臣来て答弁していただきたいのだけれども、きょうは代表という形で二方見えておりますから、十分そのことを上司に反映してもらひ意味で私ここで言つてゐるのですが、いづれこの問題は、所管の大臣の出席を求めまして、私は追及してまいりたいと思ひます。それから、追及せず、きょうのところは、そういう意味で私、質問してゐるわけですね。御答弁いただきたい。

○国務大臣(小林武治君) これは通信委員の各位も御承知のように、年々、郵政省で貸し付けをさしてもらいたいという予算の要求をいたしてあります。これは、大蔵省は資金のいわゆる統一運用と申しますか、そういうふうなたてまえからして、容易にこれに賛成をされない。それで、毎年要求をしておりますが、そういう事情でこれが実現してゐない。いまお話しした簡易保険に比べれば、簡易保険は貸し付けも行なつてゐる。また、加入者に対する還元という意味で、簡易保険事業団が保養センターとか、あるいは老人ホームとか、その他のいろいろの仕事をして、加入者に対して還元をしてゐる。しかし、貯金は何もしてゐないじやないか、これは同じ募集に当たる者でありまして、郵便局で保険と貯金とは、従業員の意気込みも違ふ。自分らはただこれを募集して、一切がさい大蔵省に入れている。そういうことで、何にも預金者に対する還元もなければ、従業員に対する何らの、報償と申してはなんであるが、刺激剤がないということ、多年これは貯金従業員が非常に不満に思つてゐることは、これは当然であると思ひます。そして、それで、よりよく今年の予算においては、預金者なり、あるいは貯金従業員なりに多少の還元と、こういう意味で、初めて郵便貯金会館というものが今年認められたわけですね。今年は、一度に二つもはというわけで、そう強くは預金者の貸し付けと、いうことを私も主張しなかつたのですが、しかし、来年は私は極力これは主張せざるを得ない、こういうふうな思ひがあるので、私は何にでも貸し付けろというわけじやありません、現に郵便貯金の中核をなしてゐるのは定額貯金なんです。これは半年なり一年なりの期限がある。ところが、たとえば定額貯金でも、途中取りたい人も相当出ております。ところが、せっかく定額貯金にしても、取つてしまえば、利子の恩典も受けられない。こういう方には、定額貯金を担保として、その中の範囲内でお金の貸し付けができるならば、私は預金者も非常に有利でありますし、また、われわれ郵政省としても、貯金の増額ということについて、非常な大きな貢献ができる。こういうたてまえからして、せめて私は、きわめて確実な担保である定額貯金をなどについては、私はこれを貸し付けをある程度認めてもらいたい、こういうことが郵政省あげての強い希望である。それで、その旨の主張を今後強くする。保険はなぜこういうことができたかという、また保険は五十年であつて、したがつて、これを、募集その他について、ある程度の還元もする、あるいは従業員に対する報償とかということができたが、何しろ郵便貯金というものは、百年前にできた。その当時そういうことは考えがなくて、そのままこれが引き継がれてゐるものだから、いまのような非常な均衡のとれない状態が郵便局の中で二つ行なわれてゐる、こういうことでありますので、私は貯金については、もうこの際の問題として、保険とまではいなくても、ある程度の貸し付け、あるいは郵便貯金会館をもつと各郵政局管内全部につくる、こういうことぐらひは、当然われわれとしては主張すべきであるということ、ここで、はつきり私は申し上げておきます。

○説明員(大蔵公雄君) ただいまの簡保資金にはなぜ契約者貸し付けが認められて、郵便貯金には認められないかという御質問であります。簡保と申しますのは、いわば長期の資金で、長期の貯蓄でございます。これを引きおろすためには、解約という手續をとらなくてはなりません。解約をいたしました場合には、これが不利になる、こういったようなことで、簡保の場合には、契約者貸し付けという制度が導入されてゐるわけでありまして、ただいま郵政大臣のお話ございましたように、定額貯金を担保としての契約者貸し付けという場合も、簡保と同様でございますが、簡保にはそれ以外に道はないわけでございますが、郵便貯金の場合には、定額貯金のほか、いわゆる通常預金、通常貯金の制度もございまして、不時の資金需要に關しましては、いつでもこれを引き出して使うことができるという制度が併存してゐるわけでございます。したがつて、貯金の場合と保険の場合と、若干その点、簡保の場合には、そういう制度がほかにないのだ、郵便貯金の場合には、そういう制度も併存してゐるのだということ、若干性格は違ふかと思ひますが、ただいま大臣からもお話ございましたように、郵政省のお立場として、さらに郵便貯金も伸ばすために契約者貸し付け制度というものをとりしても導入す

て、したがつて、これを、募集その他について、ある程度の還元もする、あるいは従業員に対する報償とかということができたが、何しろ郵便貯金というものは、百年前にできた。その当時そういうことは考えがなくて、そのままこれが引き継がれてゐるものだから、いまのような非常な均衡のとれない状態が郵便局の中で二つ行なわれてゐる、こういうことでありますので、私は貯金については、もうこの際の問題として、保険とまではいなくても、ある程度の貸し付け、あるいは郵便貯金会館をもつと各郵政局管内全部につくる、こういうことぐらひは、当然われわれとしては主張すべきであるということ、ここで、はつきり私は申し上げておきます。

べきであるという御意見のようでございますので、私もいたしまして、十分にこの契約者貸し付け制度に關しましては検討してまいる必要があると考えております。ただし、先ほども申し上げましたように、現在、財政投融資の原資をいたしまして、民間から相当多額の政保債、たとえ今年あたり五千億の政保債を発行いたしますことにより、財政投融資の原資をまかなつておる現狀でございますので、いわゆる政府資金の統一運用という部分が非常に限られておるという苦しさがございますので、その点、私もあわせて考えまして、この問題に關しましては検討してまいらなくてはならないと考えておる次第でございます。

○鈴木市藏君 この問題は、資金課長のほうから十分検討すると言われておりますが、これはぜひひとつ実現するようにしてもらいたいということとを希望をもって、この点に關する質問を終わります。

次は、大臣も来られましたので、大臣、あなたが来ない前に質問をしたのですが、はつきりしない点が一つあるのです。つまり、それは簡保の預託金です。先ほど大蔵省の説明によると、約一千四百五十億円の後の預託金がいわゆる前年度で推定をされておりましたのですが、この簡保の預託金の金の性質がよくわからないですね。これは国会に提出される予算の中にも全然その数字が出てこないし、財政投融資の原資のところにも全然出ていない。金の性質はどういうものとして大蔵省は見ているかといへば、やはりこれは資金運用部資金の一部として見ている、そういう性格の金として見ているということは言われましたが、数字がどこにも出てこない。幾ら予算書を出してこい。非常にわかりやすいことばで言へば、一種の隠し金の性格を持っているかのごとく印象を受けるのですが、この簡保の預託金をやはりはつきりと大蔵省資金運用部資金であるというふうにして予算書の中に明示して、やはり国会に進んで全

貌を明らかにする必要があるのではないかと、先ほど質問をいたしまして、大蔵省の資金課長のほうからの答弁はいただきました。この点については、担当のひとつ責任者として大臣はどうお考えになつておるか、この預託金の性格について、ひとつ御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(小林武治君) 保険局長から答弁いたします。

○政府委員(武田功君) ただいまのお尋ねは、私のほうで申しますと余裕金のことかと存じます。

余裕金は現在のところ、資金運用部資金法によりまして、全部、「政府の特別会計の余裕金は、資金運用部への預託の方法による外、運用してはならない」、こういう法律がございまして、これに基づきまして、そのつど出てまいりますところの余裕金を運用部のほうに預託しておるといふことでございまして、この点は、翌年になりまして積み立て金に入りますが、予算上は出てこない額でございます。

○鈴木市藏君 その点は、先ほど来からの質問でわかつておるんですよ。しかし、これはやはりあれでしょう、利子の特例を受けて六分だったと記憶しておりますが、来るわけですから、当然その運用をしていくわけですから、ですから、年間少なくとも千数百億円にのぼる金が運用されているにもかかわらず、全然予算書の中にも出てこないわけですね。国会に説明する資料としての中に出てこないわけですね。ですから、これを明らかにすべきではないかという質問なんです。これ、質問がなければ全然そのまゝわからないのです、性格が。

○政府委員(武田功君) その点は、いま申し上げましたような特別会計法全体のたてまえでございまして、私から御答弁申し上げるのは適当でないかもしませんが、簡保といたしまして、この余裕金は受け払いの差をいたしましてだんだん出てきて、そうして、それをそのときに一時預託をする。本来、私どもの簡易保険事業としての主張としましては、それ自体、加入者から預かったも

のでございまして、したがって、私どものほうでやがて当初から全体の運用計画を立てて、そうして運用したいという希望は持つておりますけれども、現在の全体の特別会計のたてまえといふこととからいまして、先ほど申し上げました事情になつております。したがって、その受け払いの差額がだんだんに積み重なつて、結果的には、年間一千四百何十億という形になりますので、この点は予算には計上しておらないわけでございます。

○鈴木市藏君 どうもそのからくりが説明を聞いてもよくわからないのです。私たちがわからないのですから、まあ、おそらく一般の国民はさらにわかりにくいだろうと思いますが、先ほど、その点について強い希望を言つておいたんですが、この預託金の運用はどうなつておるかといふことについて知りたいから、要するに、資料として提出してもらいたいという要望を大蔵省のほうに出したわけですが、それもわからないという。いわば一種のどんぶり勘定のようなもので、そういうものは全部やっていると、簡保の預託金をどう運用しているかという全貌を大蔵省としてはわかりにくいという説明なんです。まいつちやうんですよ、そこまで言われちゃうと、どうなるか。そうすると、どういふ形で運用をされているのか。とにかく利子が六分つとことだけばりわからぬ。しかも、これは国民からそういう形で契約をした金がここに集まつてきていられるにもかかわらず、そういう状況である。

それから、ついでにそのときに質問をしたんですけれども、簡保はつまり契約者の利益を守る、あるいは権利を守るという機関といふものはないのです、簡保の場合は、契約者会議とか代表者会議とかいふようなものは何にもないわけなんです。ですから、結局、国会でやる以外にないのじゃないですか。あるいは任意団体か何かというやうなものはあるでしょうけれども、つまり、簡保のそういう金はどういう運用の状況にあるか

といふことをチェックする場所といふのは国会以外にないのじゃないかという気がするのです、そのこともあわせて先ほど質問をしたわけなんですけれども、こういう状況になつておるといふことは、この簡保の全貌をつかむといふ必要から見て、非常に不明朗な、よくわけのわからないやうな話になつたところなんです。この点は保険局長どうお考えですか。

○政府委員(武田功君) 前のお答えと重複するかもしれませんが、余裕金の点は、先ほど来申しますように、現在のたてまえがそうなつておりますので、私どものほうとしては、預託利子をもつて運用するといふことで、これ、年間締めてみますと千四百何十何億が、これが翌年には積み立て金に編入されますので、これはそういうふうな形でもって私どもは承知しております。

それから全体の運用計画でございますが、私どものほうの運用計画も、資金運用審議会に諮問しなければなりません。したがって、資金運用審議会の議を経まして計画を立てておりますので、この点でははつきりしております。また、今度は、その運用全体を含めまして簡易保険法上重要な問題、たとえば約款の改正とかいふことになりまして、法律で認められておりますところの郵政審議会に諮問をいたしまして、答申を受けております。またあるいは、その他のものは、任意的な団体かもしませんが、私どものほうは、そういうわけで運用面につきましては明確にしておるつもりでございます。

○鈴木市藏君 ともかく、いずれにしても、その運用の全貌について、ひとつ資料を出していただけないかな。わからないのです。

○政府委員(武田功君) 余裕金に關しましては、何回も申し上げたとおりでございます。それから全体の資金運用計画は、これはいままでもつておつておりますので、御提出いたします。

○鈴木市藏君 余裕金のほうなんです。

○委員長(森中守義君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長（森中守義君）速記を起として。

○鈴木市藏君　どんぶり勘定だから、全体としての運用というのはわかる。全体の運用でもけつこうですから、わかる範囲でひとつ教えてくださう。

それから、私たちがこの問題で一つそれを追及していくゆゑは、郵便貯金とあわせまして、やはり開発銀行に対する融資が非常に多い。特にこの郵便貯金の場合、五千六百億円の半分以上にわたるものが開発銀行と輸銀にいつているわけですが、特に開発銀行には千六百億いつている。そうすると、この開発銀行の最近の貸し付けの状況、開発銀行自体の状況を見ても、容易ならぬ兵器産業、要するに軍需製品、ここに中心が置かれられているということに非常に危惧を感じるわけですね。開発銀行から兵器産業への融資が急激に増加するという傾向を指摘しなければだめだといふふうに思ふのです。たとえば、三月十七日の新聞の報道によれば、四十二年度分については、二社へ相当額の防衛兵器製造で融資が行なわれたというふうな問題があつて、大伴開銀が一融資すれば民間は十融資すると言われているくらいに、兵器開発の面にこの零細な貯金もしくは掛け金等が流れ込んでいつているという事実が非常に重要なので、先ほど来から、その使途について明らかにする必要がある、これは郵便貯金が一番中心でなければ、開も、そういう意味で言っているわけであつて、開発銀行が日本の兵器産業育成に非常に大きな役割りを占めているこの事実と、郵便貯金あるいは掛け金などがこういう開銀に融資されているということとの間に、非常に大きな矛盾を感じるという点で、この融資先の問題をどうお考えになつていらっしゃるか、このことを質問をする伏線として、さつき問題として出しておつたわけですが、それは簡便貯金のほうはわかりました。ついでながら、郵便貯金で約一千六百億にわたる金がこの開銀に貸し出さされているということについて、ちょっと大蔵省の見解を聞いてみたいと思います。

○説明員（大蔵公雄君） 先ほど申し上げましたよ

うに、資金運用部資金——財政投融資計画を作成するにあたりまして、資金運用部の資金、これは郵便貯金ももちろん大きな部分を占めているわけでございますが、この運用に關しましては、法律に基づきまして、安全確實であり、かつ公共の目的に沿うものに使わなくてはならないということになっておるわけでございます。御承知のように、今年度の財政投融資計画全体で二兆四千億で、そのうち一千六百億確かに開銀に回っておりますが、開銀の融資の非常に大きなものを占めますものは、いわゆる電力であるとか、地域開発であるとか、あるいは造船であるとか、そういういろいろな種類のところに多くのものがいつておるわけであつて、鈴木先生が御指摘になりますように、私どももいたしましたのは、兵器産業に対して非常に大きな部分のものが回つてゐるとは考えておりません。私どもは法律の趣旨に従ひまして、安全有利かつ公共の線に沿うものといったことで考えておるわけでございまして、財政投融資計画を作りました、いわゆる使途別分類表によりまして、国民生活にいわゆる直接に關連のあるものに対しての融資は全体の運用の五三%を占めておるわけでございまして、その他ももちろん、大きな意味においては直結しているわけでございますが、財投のうち、基幹産業に対する融資は、四十一年度が全体の七・六%であつたのに対して、四十二年度におきましては六・六%と、すなわち、むしろ減少の傾向にあるわけでございまして、国民生活に直結する部分の運用の比率としては、だんだんふえておる、こういう傾向になっております。

○鈴木市藏君　開銀の融資の中で占める比率が特別、兵器や何かに大きいということを言つておるわけじゃないのです。つまり、開銀がそういうものに融資をするという方向を打ち出したという点が非常に重要なんで、そこへ、いま言つたような財政投融資計画の中から一千六百億円、このほとんど大部分はやはり郵便貯金だと思いますが、そ

れからいつておるといふことが、その性格が非常に重要視されなければならないといふことを言つておるわけなんです。開銀といふこの銀行は、御承知のように、いわば見返り資金によつて設立をされまして、私たちは、この開銀銀行の性格はむしろアメリカ銀行の日本支店の性格を持っているといふようにさえ思います。これは開銀の設立の、当時のことを見ていただければわかりますように、開銀のほとんど大部分の資本は、当時の見返り資金を基礎にしてつくられた銀行ですから、この銀行にこういふふるな零細な国民の預貯金が回つていくといふことについては、いろいろな意味で非常に危険であるといふように考えております。また、原子力発電にも延べ払い融資を拡大するようなことも伝えられておりますが、こういうたような規模と条件の融資を行なっている開銀に郵便貯金の金などが回つていくといふことは、どういふものであろうか、あまり適切な融資の方向先だといふふうには考えられないので、この点をお聞きしてゐるわけです。

○説明員(大藏公雄君) 開銀の性格といたしましては、私どもは、開銀銀行法にもございますように、いわゆる長期資金の供給を行なうことによつて経済の再建及び産業の開発を促進するために、一般の金融機関が行なう金融を補充し、または奨励することを目的とする、こういう目的を持つて設立されました政府関係金融機関でございます。これに対して資金運用部資金が、開銀の必要といたしますところの事業と計画を遂行するための必要資金を融資することが国益にもとるとは考えておりません。むしろ、日本の経済の再建のために、産業の開発を促進するために必要である、かように考えているわけであります。

○鈴木市藏君　これは非常に重要な意見の分けられるところですから、これ以上、私は討論にわたりますから、開銀の融資金の問題については、この辺のところとめておきたいと思います。

最後に一つだけ聞いておいて、私の質問をやめたいと思いますので……

○委員長(森中守義君) ちよつと速記とめて

「速記中止」

○委員長(森中守義君) 速記を起として

○鈴木市藏君　ごまがり、これはすでに説明になっているかどうか知りませんが、衆議院修正案ですね、これについての見解を聞いておいて、それで大臣に対する質問はこれでやめてけつこうです。

○国務大臣(小林武治君) 衆議院において修正をされておりますが、私どもは、これをやむを得ないもの、かように受け取っております。

○鈴木市藏君 保険局長のほうはどうですか。やむを得ないものという大臣の説明ですが、積極的にこれを推進していくというような立場にはお立ちになっておりませんか。

○政府委員（武田功君）私どもといたしまして
も、ただいま大臣のお話のとおりでございます。

○委員長（森中守義君）速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(森中守義君) 速記を起として

他に御発言もなければ、本件に対する質疑は、
本日はこの程度といたします。

次回は六月二十七日火曜日午前十時を予定し
本日はこれにて散会いたします。

午後一時十六分散会